

## プラスチック資源循環に向けた今後の取組方向（案）

農林水産省

農林水産省では今後、現在環境省を中心に策定中のプラスチック資源循環戦略に沿った取組を進めるとともに、特に、食品産業・農林水産業におけるプラスチック資源循環を促進するため、以下の取組を推進してはどうか。

### 1 食品産業・農林水産業における自主的取組の更なる促進

引き続き、プラスチック資源循環アクション宣言の公募を継続し、食品産業・農林水産業およびそれらの関連産業におけるプラスチック資源循環に向けた自主的取組を促進する。

また、引き続き、応募のあった宣言については、他の企業や農林漁業者等の参考になり、消費者・国民の理解も促進されるよう、あらゆる機会を捉えて発信していく。

#### （食品産業関係）

### 2 地方の企業、中小企業、小売・外食産業における取組の促進

これまでのアクション宣言の応募は、地方の企業や中小企業の応募が少ないこと、また、食品小売業や外食産業の応募が少ないことを踏まえ、今後は、地方農政局単位で、食品小売業や外食産業を含めた地域の食品事業者を参集したセミナーを開催するなどにより、これら企業等にプラスチック資源循環の課題を認識してもらった上で自主的取組を促進する。

### 3 プラスチック代替素材を活用した食品容器包装の開発

現在、化学工業界や容器包装メーカーにおいて、紙や生分解性プラスチック等といった既存のプラスチックに代替する新しい技術の開発が進められている。食品産業として、こうした新技術の開発状況を把握しつつ、これら技術を各種食品の容器包装等として活用するための取組を推進する。

具体的には、経済産業省との連携により、CLOMA（クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス）において、食品企業と化学工業界や容器包装メーカー等が開発している新技術とのマッチング、情報交換等を推進する。特に、これらCLOMAの取組は、地方における食品企業等に届きにくいので、農林水産省において、CLOMAについての情報発信や参画の促進を図る。

また、食品用の容器包装の開発に当たっては、環境省の「脱炭素社会を支えるプ

プラスチック等資源循環システム構築実証事業」(環境省)の活用を推進する。

#### 4 使用済み食品プラスチック容器包装の回収・リサイクル向上のための取組の推進

プラスチック資源循環の中でも、特に海洋プラスチックごみが大きな問題となっていることから、業界が行う、海洋プラスチックごみ排出の削減に資する使用済みの食品プラスチック容器包装の回収とリサイクルを促進する取組を支援する。

特に、漂着ごみの調査(環境省)において飲料用ボトルが漂着ごみの相当程度を占めている中で、全国清涼飲料連合会が、プラスチック資源循環アクション宣言で、2030年度までにPETボトルの100%有効利用を目指す(現状92%)との方向を掲げたことから、このための具体的な取組を支援する。

#### 5 国民への3Rの啓発

海洋プラスチックごみ排出の削減に向けて、環境省等関係省庁と連携を図りながら、国民に対して、容器包装リサイクル法によりプラスチック食品容器包装がごみではなく資源として有効活用されることについての啓発を行うなど、消費者のポイ捨て防止、3R認知のための取組を行う。

#### (農業関係)

#### 6 プラスチックを使用した農業生産資材を利用する生産者への普及・啓発

農業生産の現場においても、リサイクルを基本とした適正処理のための使用済みプラスチックの回収・処理時の分別や異物除去の徹底、使用済みプラスチックの排出抑制のための中長期展張フィルムや生分解性マルチの積極的な活用、再利用の取組、被覆肥料の被膜殻をほ場外に流出させない取組など、プラスチックとの賢い付き合い方が実践されるよう、アクション宣言を行った団体とも連携しつつ、啓発資料の作成やイベントの開催などにより、生産者の参考となる情報発信による普及・啓発を継続的に行う。

#### 7 プラスチックを使用した農業生産資材に関する調査、技術開発等の促進

プラスチック資源循環に係る現状把握のために、使用済みプラスチックの排出や処理状況の調査のほか、プラスチック生産資材の使用状況など、関係団体等の協力も得ながら実態把握を進めていく。

また、より環境負荷の少ない製品の技術開発等については、既に製造メーカー等で構成する団体が自主的取組として宣言も行っており、製造メーカー等による取組が基本となるが、環境省の代替素材への転換・社会実装化等を支援する事業など、技術開発に当たって活用可能な事業の情報提供等により、技術開発や普及を後押しする。さらに、将来に向けて、新素材等のイノベーションが進展するよう製造、流通、利用の各段階での情報交換等を進めていく。

## (漁業関係)

### 8 漁業者への指導・啓発及び漁具に関する技術開発等

漁具の偶発的・不可避的な海洋流出をできる限り防止するため、漁港や船上等における漁具の適切な管理の徹底や、使用済みの漁具についての陸上における適切かつ迅速な処理の徹底等について、改めて指導や啓発を行う。

また、環境負荷の軽減等のため、環境省等とも連携して、使用済み漁具のリサイクル技術の開発・普及を促進するとともに、高い強度や耐久性が求められない漁具について生分解性プラスチック等環境に配慮した素材を用いた代替品の開発を促進する。

### 9 漁業者による海洋ごみの回収の促進

海洋プラスチックごみを含む海洋ごみは、海洋環境や海洋生態系のみならず、漁船の航行や漁業操業等にも影響を与え、また漁場機能の低下の原因にもなることから、漁業者は、以前から、漁場機能の維持・回復等のために海洋ごみの回収に取り組んできているところである。特に海中に漂流し、又は海底に堆積する海洋ごみについては、実態として漁業者が回収する以外に有効な手立てがほとんどないことから、環境省等とも連携して、漁業者がこれまで取り組んできた海洋ごみの回収の取組を一層促進する。

※ なお、漁業におけるプラスチック資源循環に向けた今後の取組方向については、現在、漁業関係者や漁具製造業関係者等の意見を伺いながら、どのように取り組むべきか検討を進めているところ。